

テラヘルツ科学の最先端シンポジウム 選奨規定

2023 年 9 月 28 日制定

テラヘルツ科学の最先端シンポジウムにおける「最優秀若手研究者賞」および「優秀学生発表賞」の選定は、本規定によって行う。

第1条 テラヘルツ科学の最先端シンポジウム（以下、本シンポジウムと称す）において、テラヘルツ科学およびその関連分野に関する優れた研究成果を得た者を表彰する以下の賞を設ける。

- 最優秀若手研究者賞（The Best Presentation Award for Young Researchers）
- 優秀学生発表賞（Outstanding Student Presentation Award）

第2条 本賞を選定するため、選奨委員会を設置する。

第3条 選奨委員会は委員長 1 名、委員若干名で組織し、委員長として本シンポジウム実行委員長、委員として本シンポジウム実行委員を充てる。

第4条 選奨委員会の任期は当該年度内のみとする。

第5条 最優秀若手研究者賞を受ける者は、本シンポジウムにおいてテラヘルツ科学及びその関連分野に関する優れた研究成果を得た主催学協会の正会員ならびに学生会員であり、受賞年の 12 月 31 日現在で 40 歳未満かつ教授・准教授相当の役職についていないものを対象とする。

第6条 優秀学生発表賞を受ける者は、本シンポジウムにおいてテラヘルツ科学及びその関連分野に関する優れた研究成果を得た主催学協会の学生会員を対象とする。

第7条 最優秀若手研究者賞および優秀学生発表賞の受賞件数は、それぞれ毎年 3 件以下、毎年 5 件以下とする。

第8条 最優秀若手研究者賞および優秀学生発表賞の受賞者には、賞状および賞金を授与する。

第9条 本シンポジウムにおいて賞状等を贈呈し、受賞者を表彰し、受賞者の氏名、発表論文題目等を本シンポジウム Web ページ上で公開する。

付則

本規定の改訂は、本シンポジウム実行委員会の承認を得るものとする。

本規定は、本シンポジウム Web ページで公開する。

2024 年 9 月 27 日 一部改訂